

～デジタルサイネージによる屋外広告物について～

近年のデジタル技術の進化や社会的ニーズの高まりから屋外ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた屋外広告物（デジタルサイネージ）が増加しています。

デジタルサイネージは、表示する情報の更新が容易で、タイムリーに情報伝達できるメリットがありますが、一方で「光（まぶしさ）」や「動画・音」等が景観や周辺環境に大きな影響を与えることが指摘されています。

このような背景をふまえ、デジタルサイネージの設置において周辺環境に配慮をしていただくよう、以下のとおり推奨事項等を示します。

○デジタルサイネージによる屋外広告物の設置における推奨事項

屋外広告物におけるデジタルサイネージについては、通常屋外広告物に係る許可基準（P10～）を適用しますが、発光や映像を伴うデジタルサイネージの特徴による光害や道路交通等の周辺環境への悪影響が懸念されることから、以下のとおり推奨事項を示します。

これらの推奨事項を参考にデジタルサイネージ広告等を計画するとともに、設置後においても留意していただき、良好な景観形成を図っていただくようお願いいたします。

1 明るさ

- (1) 環境省の「光害（ひかりがい）対策ガイドライン」を参考に、設置地域の環境及び景観に配慮して輝度を調整し、特に夜間におけるまぶしさの低減や影響の低減に努めてください。

夜間における広告物発光面の平均輝度の最大許容値（光害対策ガイドライン（環境省））

光環境類型		対象地域イメージ	最大許容値
E1	自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が低く、本質的に暗く保つべき地域。	自然公園、自然景観地域、田園、里地など	50 cd/m ² ※cd：カンデラ
E2	村落部や郊外の住宅地等で、道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。	郊外、田園、山間地域の集落、町、村など	400 cd/m ²
E3	都市部住宅地等で、道路照明灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域。	都市の周辺、都市周辺住宅地、市街地（工業地域）など	800 cd/m ²
E4	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域。	都市中心部、繁華街、商店街、オフィス街など	1,000 cd/m ²



各光環境タイプのイメージ（出典：光害対策ガイドライン（環境省））

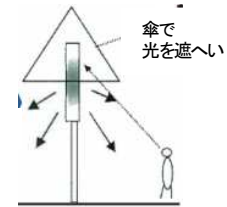
- (2) 鳥取県星空保全条例による星空保全地域においては、各地域における星空保全照明基準を参照し、遵守してください。

星空保全地域	
鳥取市佐治町、若桜町、八頭町、倉吉市関金町、日南町、日野町、江府町	

広告物照明器具に関する星空保全照明基準（デジタルサイネージに関わる部分の抜粋）

広告物照明器具	照射の方向	広告物本体が発光する場合*又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	広告物の表面の輝度は、400cd 毎平方メートル以下とする。

*広告物本体が発光する場合のイメージ



- (3) 周辺環境や居住者、生活者等へ与える影響を考慮し、デジタルサイネージは、設置後も輝度を調整できる仕様にするのが望ましいと考えられます。

2 点滅・動き

画面の切り替えは可能な限り緩やかなものとし、激しい点滅や動きは避けるよう配慮してください。

(参考) アニメーション等の映像手法に関するガイドラインにおける注意事項（日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟）

- ・映像や光の点滅は、1秒間に3回以内
- ・コントラストの強い画面の反転は1秒間に3回以内

3 色彩

地色に明度の高い「白色」を用いると輝度が上がり、まぶしく感じるとともに見え難くなることがあるため、地色は「オフホワイト」や「アイボリー」とする等の配慮をしてください。

また、赤や青、黄色などの彩度の高い色の使用は最小限とし、周辺環境に配慮してください。

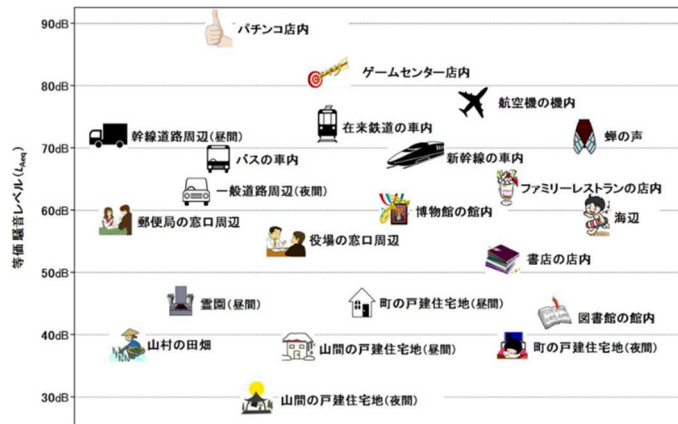
4 音

住宅が立ち並ぶ地域（住居系の地域など）では、原則として音は発生させないこととしてください。

音を発生させる場合においても65dB（デシベル）を超えない程度の大きさとするなど、周辺環境に十分配慮してください。

※1 鳥取県公害防止条例における拡声器騒音の規制基準における商業系地域の基準・環境基本法上の環境基準における幹線交通を担う道路に近接する空間の基準：70dB

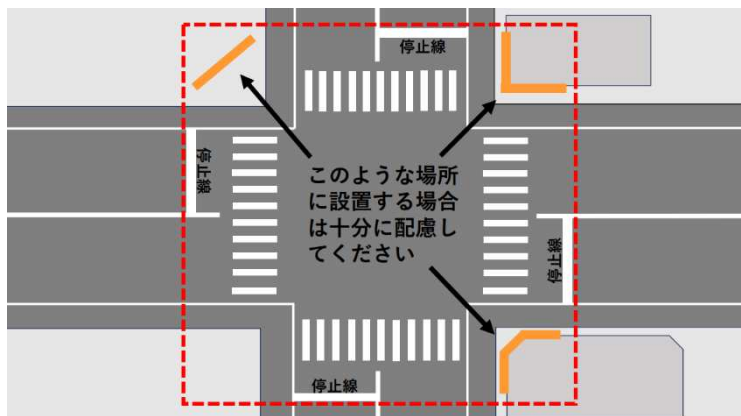
※2 60dBは「普通の声」、70dBは「大きな声」とされており、65dBはその間になります。



地方都市・山村部の騒音の目安 (出典) 全国環境研協議会 騒音調査小委員会

5 道路交通上の配慮

デジタルサイネージによって、自動車を運転される方の不注意を招いたり、信号等を誤認する恐れがあるなど、信号機付きの交差点付近への設置は重大事故につながる可能性があるため、特に下図の範囲に設置する場合は十分に配慮してください。



また、交差点付近へデジタルサイネージを計画される場合は、事前に設置場所を管轄する警察署に相談すること等により、道路交通安全の確保に努めてください。

6 その他

デジタルサイネージの光が影響を及ぼすと考えられる事業所や近隣住民には事前に説明し、理解を得るなどして設置後のトラブルを回避するよう努めてください。

また、設置後の苦情・問い合わせに誠実に対応することとしてください。

○デジタルサイネージによる屋外広告物の設置許可手続き

屋外広告物におけるデジタルサイネージの設置に係る許可を申請する場合には、以下のとおり設置場所の市町村が定める申請書及び添付書類のほか、デジタルサイネージの仕様及び県推奨事項に対する確認状況がわかる資料等を添付してください。

※以下は例示ですので、具体的な添付書類については申請先の市町村に御確認ください。

1 新規申請時の基本的な申請書類

- (1) 屋外広告物表示許可申請書
 - (2) 屋外広告物の仕様書及び図面
 - (3) 付近見取図及び配置図
 - (4) 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類
 - (5) チェックシート（県推奨事項への適合性の確認）
 - (6) 表示（映像）内容及び色彩を表す資料（画像等）
 - (7) その他（表示面積計算表等）
- } 一般の屋外広告物の申請で必要となる提出書類

2 変更申請時の申請書類

- (1) 屋外広告物表示変更許可申請書
- (2) 新規申請時（直近の変更申請時）の添付書類のうち、変更となるもの

3 許可の変更申請が必要となる場合

デジタルサイネージの表示内容を変更（表示コンテンツの追加・変更・削除）する場合は、変更許可申請は不要です。ただし、鳥取県屋外広告物条例の第2種制限地域以外の地域における大型広告物（広告物の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物）は、表示内容の彩度を確認する必要があるため、変更許可申請が必要です。

※第2種制限地域：制限地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた地域